

(1) 料金改定の算定期間

① 事務局からの説明事項

- 目安：日本水道協会「水道料金算定要領」 水道料金の算定期間は、3～5年が基準
 - 今回：R11年度に「水道ビジョン・第8次整備計画、経営戦略」の中間評価と改正予定
同時期に、次回の適正料金の見直しが必要かどうかを整理したい
- ➡ **料金改定の算定期間：令和9～13年度（5年間）に設定**

② 主な質疑応答内容

- ※ 経営審議会からのご意見、ご質問：特になし

- 6 -

料金改定において決めるべきことの1点目が「料金改定の算定期間」です。

日本水道協会の「水道料金算定要領」では、算定期間は、3～5年が基準とされています。事務局案は「5年」としています。

これは、算定要領に基づいて5年間とするものですが、令和11年度に、水道ビジョンや第8次整備計画、経営戦略の中間評価を行うタイミングに合わせ、3つの計画を一元的に管理しようとするものです。

(2) 料金体系の選択

① 事務局からの説明事項

● 水道料金の主な体系

- ① 用途別（約 3 割）水の使い道による較差（事業者は高く、生活用水は安価な料金）
- ② 口径別（約 6 割）使うことができる水の量による較差（大口徑ほど高い料金）

● 本市の水道料金体系：用途別

H28料金改定時の審議会提言「**今後は、口径別料金体系への移行を目指すこと**」
今回は「用途別」を継承。用途間の料金較差を縮め、口径別への移行に向け調整

② 主な質疑応答内容

Q. 何年後に口径別へ移行するのか？

水道局が目指すところを明確に示すことが大事。

➡ 考え方や移行スケジュールについて、ご説明します。

- 7 -

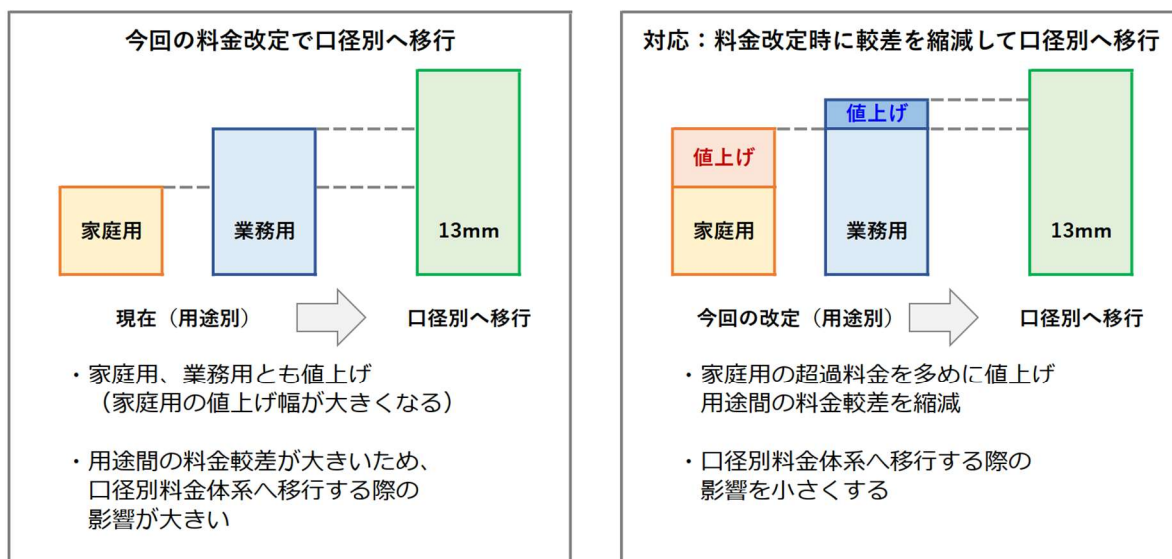
2点目は「料金体系の選択」です。今回の料金改定では「用途別」を継承したいと考えております。

水道料金の主な体系には、用途別と口径別の2種類があります。用途別は、水の使い道によって較差を設ける料金体系です。

口径別は、使うことができる水の量に応じて較差を設ける料金体系です。口径別料金は、口径が大きくなるほど、設備投資にお金がかかるため高料金になる仕組みで、一般的には、水道使用者側から理解を得られやすいと言われており、全国の水道事業体の約6割が口径別を採用しています。

現在の本市の料金体系は、「用途別」で、一般家庭の料金をなるべく安く、負担能力の高い事業者の料金を高くしてきた経過がありますが、前回（H28年度）の料金改定の際、審議会から「今後の料金改定に際しては、口径別料金体系への移行を目指すこと」と提言を受けていることから、今回は用途別を継承しつつも、用途間の料金較差を縮めて、今後の口径別への移行に向けて調整する予定です。

用途別から口径別へ移行する際の課題（イメージ）



- 8 -

用途別から口径別へ移行する際の課題と対応方法について、イメージ図を用いて説明します。

左側が、今回の料金改定で、口径別へ移行するイメージです。オレンジ色が現在の家庭用、青色が業務用の料金です。緑色が料金改定後の口径別料金です。口径別では、13mm から 150mm まで、水道メーターの口径ごとに料金単価を設定します。一般家庭で主に設置されている水道メーターは、13mm か 20mm です。

口径別料金体系への移行は、料金改定のタイミングに合わせて行います。家庭用、業務用ともに値上げとなりますが、家庭用の料金を低く抑えている分、今回の改定で一気に口径別へ移行すると、家庭用の値上げ幅が大きくなるなど、移行時の影響が大きいことが課題です。

右側が、料金較差を縮減した上で、口径別へ移行するイメージです。今回の料金改定では用途別を継承しますが、家庭用の超過料金を業務用よりも多めに値上げすることで、用途間の料金較差を縮減し、口径別料金体系へ移行する際の影響を小さくしようとするものです。

口径別料金体系への移行スケジュール（５年毎に料金改定する場合）

- 料金改定ごとに料金較差を200円程度縮減し、R19年度（10年後）の口径別移行を目指す。



- 9 -

ここでは、口径別料金体系への移行スケジュールを説明します。今後、５年ごとに料金改定を行うことを想定したスケジュールです。料金改定ごとに用途間の料金較差を200円程度縮減し、令和19年度（10年後）の移行を目指すものです。

現時点の20㎡あたりの水道料金（税抜き額）は、家庭用が4,394円、業務用が5,850円で、差額は1,456円です。

仮に、事務局案のとおり料金改定を行った場合は、令和9年度の料金改定で、家庭用が5,290円に、業務用が6,460円になり、差額が1,170円で、現在よりも286円差額が縮まります。

さらに次の料金改定で、同じように料金較差を1,000円程度にまで縮め、口径別へ移行する際の影響を小さくすることで、さらにその次の（令和19年度）の料金改定では、口径別へ移行できるのではないかと考えています。

(3) 確保する事業費の評価

① 事務局からの説明事項

- 「水道料金算定要領」 水道料金は総括原価方式で算定
- R9～13（5年間）の総括原価：約103億9千万円
うち、将来の設備更新に必要な費用（資産維持費）：約8億円
- （前回の説明） 財源不足：約13億2千万円
➡ **現在の料金から15%程度の値上げに相当**

② 主な質疑応答内容

Q 1. 人件費や資材関係の費用が上がり、工事費用の予測が困難。

慎重に検討のうえ料金改定が必要。

A 1. 口径を小さくすることで工事費用の削減につながるよう工夫している。

修繕で延命するなど、コストの抑制に努めている。

- 10 -

3点目は「確保する事業費の評価」です。

このページでは、不足額の見込みについて、あらためて説明します。

算定要領では、水道料金は「総括原価方式」で算定するよう定められています。令和9～13年度、5年間の費用（総括原価）は約103億9千万円で、そのうち、将来の設備更新に必要な費用（資産維持費）は約8億円と試算しています。

前回の審議会では、合計約13億2千万円の財源不足となる見込みであること、この不足額を水道料金で補おうとした場合、現在の料金から15%程度の値上げに相当することを説明しました。

この説明に対して、審議委員の皆様から、3つのご意見、ご質問をいただきました。

1つ目は、「人件費や資材関係の費用が上がり、工事費用も予測が難しい。慎重に検討の上、料金改定が必要」とのご意見をいただきました。

水道局では、布設する水道管の口径を小さくすることで、工事費用の削減につながる工夫をしていることや、修繕で延命するなど、コストの抑制に努めていることを説明しました。

(3) 確保する事業費の評価

② 主な質疑応答内容

Q 2. 資産維持率について、標準 3 %を0.9%に設定しているが、
資産維持費：約 8 億円で足りるのか？

A 2. 前回（H28年度）の料金改定では、資産維持率0.45%と今回の半分で設定。
残りは企業努力でカバーしてきた。
現体制で抱えきれぬ耐震化工事の規模の更新を考えると、0.9%の設定となる。

Q 3. 県の人口予測の下方修正を、今回の試算に反映しているか？

※ 県HP発表 2060年（R42年）人口は、前回の推計と比較して約13万人下振れ

A 3. 県が示した見直しデータ（以前より悪化した数値）とは異なる。
料金改定の際は、直近データを反映させて試算する。

➡ 今回、R 7 決算の給水人口をもとに、R9～13年度の給水収益を再推計した。

2つ目に、「資産維持率について、標準 3 %を 0.9%に設定しているが、約 8 億円で足りるのか？」とのご質問をいただきました。

事務局から、前回（H28 年度）の料金改定では、資産維持率 0.45%と今回の半分で設定し、残りは企業努力でカバーしてきたことや、耐震化工事を行う上で、今の体制で抱えきれぬ規模の更新を考えると、資産維持率は 0.9%の設定となることを説明しました。

3つ目に、「県の人口予測の下方修正を、今回の試算に反映しているか？」とのご質問をいただきました。

事務局から、料金改定させていただく場合は、改めて直近のデータを反映させることを説明しました。

給水収益の下方修正

▷ R 9～13年度（5年間）の給水人口（推計）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
R7推計(人)	65,740	64,500	63,260	62,020	60,780	59,540	58,331	303,931
R8推計(人)	65,200	63,833	62,466	61,099	59,732	58,366	57,143	298,806
差 引 (人)	-540	-667	-794	-921	-1,048	-1,174	-1,188	-5,125

- 社人研推計値は、R 2年の国勢調査（10/1時点）をもとに、5年ごとの人口を推計（R 5年に公表）しているため、数値がやや古い情報となっている。
- R 7年度の給水人口65,200人（実績）を起点に、R 9～13年度の給水人口を推計した結果、
5年間の合計で5,125人（年平均で1,025人）の下方修正が必要。

料金改定を行う際、他の水道事業体においても、一般的に厚生労働省所管の「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の推計値を基にしており、本市の給水人口も同様に、社人研の数値を用いて試算していました。

前回、ご指摘をいただきました、愛媛県が公表した人口減少の数値は、県全体の人口減を示した資料で、市町ごとの減少値を表示していなかったため、令和 7 年度決算で確定した給水人口を基本値として、令和 9～13 年度の給水人口を推計した結果、5 年間の合計で 5,125 人、年平均で 1,025 人分の下方修正が必要であるとの結果となりました。

給水収益の下方修正

▷ R 9～13年度（5年間）の給水収益を修正

	R9	R10	R11	R12	R13	計
給水収益修正額（千円）	-26,543	-31,473	-35,813	-40,118	-40,597	-174,544

- 給水収益＝有収水量（給水人口×1人あたり有収水量）×供給単価
- 給水人口の下方修正をもとに、料金改定期間（R9～13年度、5年間）の給水収益を推計した結果、年平均で約3,500万円が更に減収（料金改定率2%相当）となる見込み。

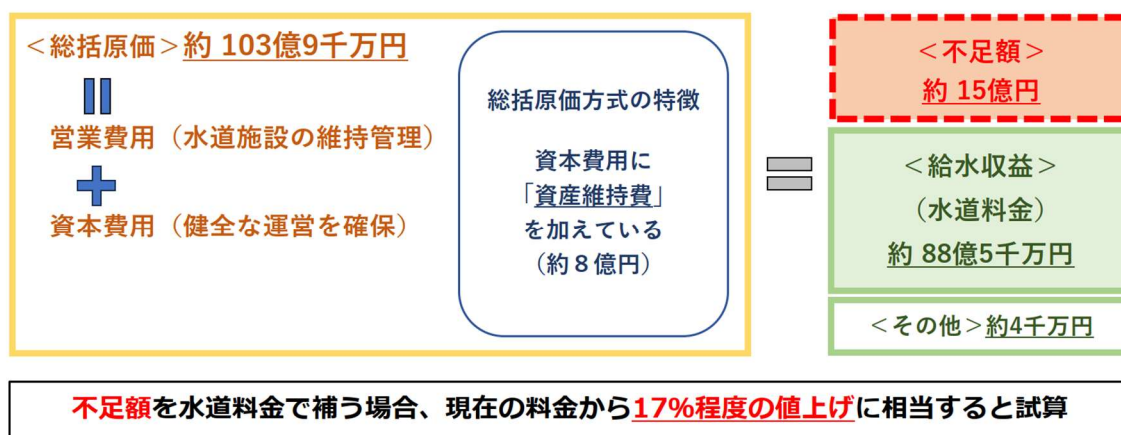
➡ 平均改定率を15%から17%へ修正する必要がある。

先ほどの給水人口の下方修正をもとに、令和 9～13 年度の給水収益を再推計した結果、1年あたり約 3,500 万円が更に減収となる見込みであることから、今回、料金改定を行う場合は、平均改定率を、当初ご説明した 15%から 17%へ上方修正する必要があります。

必要な事業費と財源

水道事業で今後5年間（R 9～13年度）に必要な費用（総括原価）から財源不足額を試算

※給水人口の下方修正により給水収益が減少、不足額13億2千万円を15億円に修正



- 14 -

前ページで説明した内容に基づき、3月の審議会資料の数値を訂正します。

図の左側、黄色囲み部分、総括原価（約 103 億 9 千万円）と、資産維持費（約 8 億円）は、変更ありません。

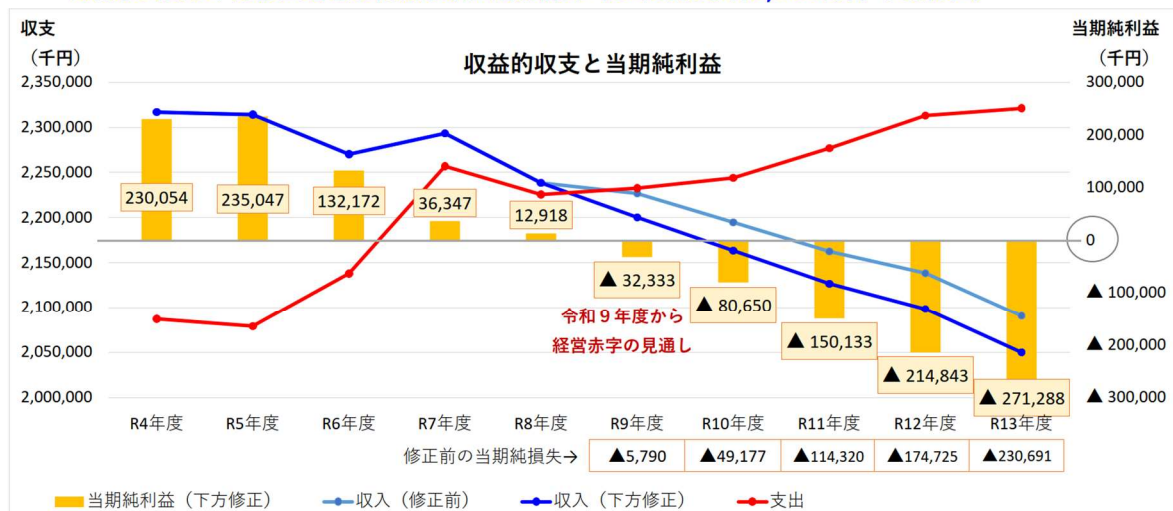
右側の緑色、現在の料金単価で得られる給水収益が、5年間合計で約 1 億 8 千万円減少する分、不足額が増加し、赤字囲み、修正後の不足額は約 15 億円になります。

この不足額を水道料金で補う場合、現在の料金から 17%の値上げに相当します。

収益的収支（収益見込の修正） ※料金改定しなかった場合

- 給水収益の減少が続く一方で、物価の高騰や人件費の上昇等により支出は増加

※給水人口の下方修正をもとに給水収益を再計算（１年あたり約3,500万円 下方修正）



- 15 -

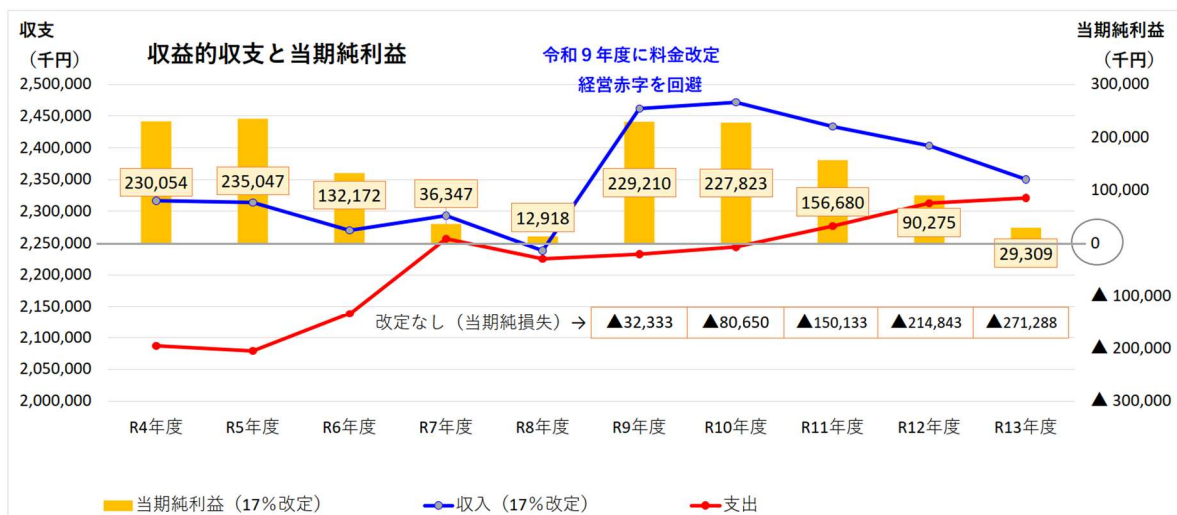
このページは、料金改定を行わなかった場合の収支見込です。2月の審議会資料の数値を訂正します。

青色の折れ線グラフが「収入」です。令和9年度以降の給水収益を下方修正しています。上側の薄い青色が当初の試算、下側の濃い青色が下方修正したものです。

黄色の縦棒が「当期純利益」です。令和9年度から収支が逆転し、純損失となっています。グラフ下部、年度の下に記載している数値が修正前、黄色の棒グラフ下の数値が修正後の当期純損失です。収入を下方修正した分、令和9年度以降の純損失が大きくなっています。

収益的収支 ※17%の料金改定を行った場合

- R 9 料金改定により給水収益増加 R 9～13年度までの純利益（黒字）を確保できる見込み



- 16 -

このページは、17%の料金改定を行った場合の収支見込みです。料金改定を行うことで、令和9年度以降の経営赤字が解消しています。

令和13年度の当期純利益は約2,900万円の見込みで、算定期間の最終年度まで黒字を維持できていますが、令和14年度には再び経営赤字となる可能性があり、この頃には、次の料金改定が必要となる見込みです。

(4) 経営改善の評価

① 事務局からの説明事項

- 今後実施可能な経費削減策を検討

削減効果（見込）：令和9～13年度（5年間）、△約2億6,800万円

改善項目	← 料 金 算 定 期 間 →						(単位：千円)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	効果(5年間)
1 収納窓口の見直し（負担金見直し、統合）	-5,800	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800
2 請求サイクルの見直し（2か月毎の請求へ変更）	-	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
3 クレジット決済取りやめ	-450	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250
4 宿日直業務（専属から兼任へ変更）	-	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
5 職員減（中央監視の整備、段階的に無人化など）	-4,150	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800
合 計	-10,400	-28,050	-55,450	-61,450	-61,450	-61,450	-267,850

※上表の金額については、令和7年度2月時点の試算であり、変動する場合がある。

4点目は「経営改善の評価」です。経営改善案を実施するうえで注意すべきポイントをあらためて説明します。

2月の経営審議会で、令和9～13年度の5年間で実施予定の経営改善案について説明しました。実施項目は、下段の表のとおりで、総額約2億6,800万円の経費削減を実施予定です。

(4) 経営改善の評価

② 主な質疑応答内容

(1) 窓口統合

Q 1. 本庁、支所窓口の統合は市民サービスの低下にはならないと思う。

できるところから経費削減を進めてほしい。

A 1. 市民サービスの低下になり過ぎないように配慮しつつ、継続的に経費削減を検討していきたい。

(2) 請求サイクルの見直し

Q 2. 水道料金を2か月分まとめて支払うことが難しい人もいるので、配慮して欲しい。

A 2. 分割収納で対応するなど、家計の状況に合わせて対応したい。

Q 3. 分割払いを希望する場合は、口座振替を条件としてはどうか。

A 3. 口座振替を推奨し、納付書発送等に係る経費の削減に努める。

経営改善の評価に関していただいたご質問、ご意見の1点目が、「窓口統合」に関することです。「本庁、支所窓口の統合は市民サービスの低下にはならないと思う。できるところから経費削減を進めてほしい」とのご意見をいただきました。事務局としては、市民サービスの低下になり過ぎないように配慮しつつ、継続的に経費削減を検討していきたいと考えていることを説明しました。

2点目が、「請求サイクルの見直し」に関することです。「水道料金を2か月分まとめて支払うことが難しい人もいるので、配慮して欲しい」とのご意見をいただきました。今回導入しようとする隔月請求は、希望による選択制ではないため、水道使用者全員を対象に、令和9年6月請求分から、2か月毎の請求へ切り替える予定です。

現時点でも、宅内漏水などが原因で支払額が高額となった場合や、未納額が3か月以上になり、一度に支払いができない場合など、使用者から相談があれば分割払いに応じている運用をしています。水道使用者から相談があれば、分割収納で対応するなど、制度上で許される範囲で、家計の状況に合わせて対応することを説明しました。

関連して、「分割払いを希望する場合は、口座振替を条件としてはどうか」とのご意見をいただきました。事務局としては、分割払いを希望される方に条件付けをすることまでは難しいため、口座振替を推奨するまでにとどめたいと考えております。

(5) 料金単価の設定

① 事務局からの説明事項

- 総括原価を基本料金と超過料金に配分
 - 用途別に異なる改定率を設定。家庭用と業務用の料金較差を縮減
- ➡ 将来的に口径別料金体系へ移行できるように調整

② 主な質疑応答内容

Q. 改定率のうちでは家庭用が最も高いが、市民から不満の声が出ないか？

A. 改定率ではなく、改定額（値上げする額）で表示するように工夫する

※17%改定した場合の料金単価表を作成

5点目は「料金単価の設定」です。このページでは、基本料金と超過料金がどの程度値上がりするのか、事務局案について、あらためて説明します。

前回の審議会では、総括原価（令和9～13年度、5年間の費用）を、基本料金と超過料金に配分する手順や、家庭用と業務用の料金較差を縮減し、将来的に口径別料金体系へ移行できるように調整していることを説明しました。

料金単価の設定に関するご質問、ご意見の1点目が、「改定率」に関することです。

「改定率のうちでは家庭用が最も高いが、市民から不満の声が出ないか？」とのご質問をいただきました。料金改定の内容を分かりやすく伝えるため、改定「率」ではなく、改定「額」（値上げする額）で表示するように工夫したいと考えております。

今回、17%改定した場合の料金単価表を作成しましたので、次のページで、全用途の平均改定率を17%に調整した手順や、現在と比べてどのくらい値上がりするのかを説明します。

(5) 料金単価の設定 (全用途の平均改定率 = 17%に修正)

(税抜き 円)

用 途	区分 (水量)	旧料金	15%改定	上昇額	17%改定	上昇額
家 庭 用	基本(8㎡まで)	1,430円	1,700円	270円	1,690円	260円
	超過	247円	290円	43円	300円	53円
業 務 用	基本(10㎡まで)	2,500円	2,800円	300円	2,760円	260円
	超過	335円	360円	25円	370円	35円
工 業 用	基本(200㎡まで)	47,000円	52,100円	5,100円	54,000円	7,000円
	超過	335円	360円	25円	370円	35円
浴 場 用	基本(170㎡まで)	14,600円	14,600円	0円	14,600円	0円
	超過	145円	145円	0円	145円	0円

【17%改定】

基本料金：家庭用、業務用とも260円値上げ

超過料金：家庭用を多めに値上げ (値上げ額：家庭用53円 業務用35円)

家庭用 新旧水道料金の比較 (税込)

※ 1 か月に20㎡使用される場合 旧料金：4,833円 新料金：5,819円 (986円値上げ)

- 20 -

まず、超過料金について説明します。表示額は「税抜き」です。家庭用の、超過料金の行については、15%改定案では 290 円でしたが、17%に調整するため、10 円加算した 300 円に設定しました。業務用も同様に、360 円に 10 円を加算し、370 円としています。表の一番右側、上昇額は、家庭用が 53 円、業務用が 35 円で、料金較差を縮めるために、家庭用を多めに値上げしています。

次に、基本料金について説明します。超過料金を 10 円値上げしたうえで、基本料金の改定額を 15%改定案から据え置きとした場合、平均改定率が 17.3%となります。これでは必要以上の値上げとなるため、基本料金の値上げ額を 15%案よりも引き下げています。上昇額は、家庭用、業務用とも 260 円値上げし、用途間の公平性を保ちつつ、基本料金の値上げをなるべく抑えるよう調整しています。

表の欄外の一歩下に、家庭用で 1 か月に 20 ㎡使用される場合の税込み料金を記載しています。表示額は「税込み」です。旧料金が 4,833 円に対し、新料金は 5,819 円、986 円の値上げになります。

工業用の超過料金単価は、業務用と同額とし、浴場用は、今回も改定なしの予定です。

まとめ（ご意見をいただきたい事項）

（１）料金改定の算定期間
３～５年が標準　今回の試算：Ｒ９～１３年度（５年間）
（２）料金体系の選択（用途別または口径別）
口径別が主流　今回の試算：用途別を継承（口径別への移行に向け調整）
（３）確保する事業費の評価（５年間の不足額：約１５億円）
８次整備計画など、耐震化工事を促進　※給水人口を下方修正、不足額を修正
（４）経営改善の評価　※前回の説明事項
Ｒ９～１３年度（５年間）、約２億６,８００万円の経費削減案を実施予定
（５）料金単価の設定（平均改定率１７％程度）
２０㎡の水道料金（税抜）　家庭用５,２９０円（８９６円増）　業務用６,４６０円（６１０円増）

今回の経営審議会でご説明した、料金改定を行う上での事務局案、皆さまにご意見、答申をいただきたい項目をまとめています。